

事 務 連 絡

平成23年5月19日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局

建 設 業 課

建 設 市 場 整 備 課

東日本大震災による災害廃棄物の撤去等係る
地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るため、公共工事等に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところです。

今般、東日本大震災の被災地域において災害廃棄物の撤去等に従事する建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、建設企業が有する災害廃棄物の撤去等に係る債権を担保として、当分の間、下記のとおり、本制度による融資を受けることができることとし、別添のとおり、関係者あてに通知したところです。

つきましては、貴団体におかれても、本制度の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導、周知をお願いします。

事 務 連 絡

平成23年5月19日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局

建 設 業 課

建 設 市 場 整 備 課

東日本大震災による災害廃棄物の撤去等係る
地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るため、公共工事等に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところです。

今般、東日本大震災の被災地域において災害廃棄物の撤去等に従事する建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、建設企業が有する災害廃棄物の撤去等に係る債権を担保として、当分の間、下記のとおり、本制度による融資を受けることができることとし、別添のとおり、関係者あてに通知したところです。

つきましては、貴団体におかれても、本制度の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導、周知をお願いします。

国 総 建 第 3 9 号
国 総 建 整 第 5 2 号
平成 2 3 年 5 月 1 9 日

各 都 道 府 県 主 管 部 局 長 殿
各 政 令 指 定 都 市 主 管 部 局 長 殿

国土交通省総合政策局

建 設 業 課 長

建設市場整備課長

東日本大震災による災害廃棄物の撤去等に係る
地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

標記制度については、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により極めて厳しい状況に直面している中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るため、公共工事等に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度として利用が図られてきたところです。

今般、東日本大震災の被災地域において災害廃棄物の撤去等に従事する建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって被災地域の迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、建設企業が有する災害廃棄物の撤去等に係る債権を担保として、当分の間、下記のとおり、本制度による融資を受けることができることとしました。

つきましては、貴都道府県におかれては、本制度のより一層の活用をお願いします。

なお、国土交通省が発注する工事のうち災害廃棄物の撤去等を伴うものについては、従来より本制度の対象とされておりますので、念のため申し添えます。

貴都道府県におかれては、被災地の状況も踏まえつつ、管内の市区町村、業界団体等に対しても、この旨周知徹底をお願いします。

記

1. 対象債権

対象となる債権は、建設企業が有するがれき等の災害廃棄物の撤去等（東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都

の区域を除く。)において行われるものに限る。)に係る債権とする。

なお、災害廃棄物の撤去等の発注にあたっては、工事のほか、設計、調査、測量等の業務委託などの名義をもって発注が行われる場合があるが、その実態が請負とみなされる場合には、名義の如何を問わず対象とする。

2. 本制度に係るその他の取扱い

この通知に定めるもののほか、災害廃棄物の撤去等に係る本制度の運用については、「地域建設業経営強化融資制度について」(平成 20 年 10 月 17 日国総建第 197 号、国総建整第 154 号)に基づき、適切に対処されたい。なお、債権譲渡承諾依頼書等の様式については、必要に応じ、適宜補正等の上使用すること。

3. その他

(1) 事務処理の円滑化

建設企業から債権譲渡の承諾の依頼があったときは、その事務処理については、可能な限り迅速かつ柔軟に対応されたい。

(2) 下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱い

災害廃棄物の撤去等に係る下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱いについても、この通知に準じて、適切に対処されたい。

附 則

この通達は、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。